

# 定 款

株式会社ギガプライズ

令和5年6月23日変更

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商号)

当社は、株式会社ギガプライズと称し、英文ではGIGA PRIZE CO., LTD. と表示する。

### 第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターシステムの開発、設計、販売、賃貸、輸出入、保守、管理および運用
2. コンピューターソフトウェアの開発、販売、賃貸、輸出入、保守、管理および運用
3. コンピューター並びに周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入、保守および導入指導
4. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
5. 通信機器並びにその周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入、保守および導入指導
6. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
7. 建設業
8. 電気通信工事業
9. 電気工事業
10. 機械器具設置工事業
11. 労働者派遣事業
12. 広告宣伝業
13. 経営コンサルタント業
14. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理
15. 借上社宅および社有社宅管理の業務代行業
16. 有価証券の保有、投資および運用
17. 講演会並びにセミナーの開催
18. 前各号に付帯する一切の業務

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### 第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告によりこれを行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

### 第 5 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、62,078,400株とする。

#### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条（単元未満株の権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主に有する株式数に応じて募集株主の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

#### 第9条（単元未満株式の買増請求権）

単元未満株式を保有する株主は、その有する単元未満株式とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを、当社に対して、請求することができる。

#### 第10条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### 第11条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、および新株予約権原簿への記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

#### 第12条（株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

#### 第13条（基準日）

当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

## 第3章 株 主 総 会

#### 第14条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### 第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

#### 第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第19条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。

## 第4章 取締役および取締役会

#### 第20条（取締役の員数）

当社の取締役は、10名以内とする。

#### 第21条（取締役の選任および解任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第23条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

#### 第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第27条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

#### 第29条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第31条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

#### 第32条（監査役の数）

当社の監査役は4名以内とする。

#### 第33条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第34条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第35条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役を開くことができる。

#### 第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

#### 第39条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

#### 第40条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

#### 第41条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### 第42条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

#### 第43条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

### 第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

### 第45条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

### 第46条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

### 第47条（剰余金の配当等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の剰余金の配当金には利息をつけない。

### （附則）

#### 第1条

第44条（事業年度）の規定にかかわらず、第28期の事業年度は、2023年4月1日から2024年4月30日までの13ヶ月間とする。

- ② 第46条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、第28期の中間配当の基準日については、変更後の定款を適用する。
- ③ 本条は、第28期の事業年度終了後、これを削除する。